部会の意見具申にあたっての審議方法について

資料２

１．意見具申の対象

国土交通大臣から国立研究開発法人審議会に意見の聴取を求められている事項は以下のとおり。

①業務実績に関する評価等

* 平成２６年度の業務の実績（年度評価）
* 中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績（見込評価）

②中長期目標の期間終了時の検討

* 業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討

なお、年度評価に係る意見具申については、審議会の決定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることとされている。

２．意見具申に際しての留意事項

「独立行政法人の評価に関する指針」（平成２６年９月総務大臣決定）に基づき、以下の視点を踏まえたご審議を頂く。

* 法人のミッション、個別目標等に応じて予め設定した評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から総合的に評価。
* 「研究開発成果の最大化」は、創出された直接的な成果のみならず、成果の実用化などの橋渡し、人材の養成、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援等も含めることに留意。
* 業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえるとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(assessment)も織り込むなど、好循環の創出を促す評価。

また、評定については、別紙の評定区分を基にご審議を頂く。特に、「B」を標準とすることにご留意頂く。

３．部会の意見具申の確定方法について

①業務実績に関する評価等について

各委員による事前審査を頂いており、これを集計した資料を基に部会でご審議頂く。

まず、項目別評価調書（年度評価の場合は様式２－１－４－１,２－１－４－２、見込評価の場合は２－２－４－１、２－２－４－２）を基に、項目毎にご審議を頂く。

その際、同一項目については、年度評価と見込評価を同時にご審議頂く。

評定（S,A,B,C,D）については、事前審査に基づき集計しているところ、B評定が過半数であった項目については当該評定を部会の意見として確定する。その他の評定については、部会でのご審議により確定して頂く。

次に、項目別評価書の審議を踏まえて、総合評定様式（年度評価の場合は様式２－１－２、見込評価の場合は２－２－２）のご審議を頂く。

②中長期目標の期間終了時の検討

以下の項目についてご審議を頂く。

・事務及び事業の見直し

・組織の見直し

・運営の効率化

・財務内容の改善

評定区分について

別紙

独立行政法人の評価に関する指針（平成２６年９月２日総務大臣決定）に基づき、評定（S,A,B,C,D）については、以下をご参考に記載をお願いいたします。

（１）**「Ｂ」を標準とする。**

（２）S,A,B,C,Dの関係

①研究開発に係る事務及び事業

|  |  |
| --- | --- |
| S | 「研究開発成果の最大化」に向けて**特に顕著な**成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。 |
| A | 「研究開発成果の最大化」に向けて**顕著な**成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。 |
| **B** | 「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、**着実な業務運営**がなされている。 |
| C | 「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて**より一層の工夫、改善等が期待**される。 |
| D | 、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて**抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる**。 |

②研究開発に係る事務及び事業以外

|  |  |
| --- | --- |
| S | 所期の**目標を量的及び質的に上回る顕著な成果**が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120％以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合） |
| A | 所期の**目標を上回る成果**が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120％以上とする。） |
| **B** | 所期の**目標を達成**していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100％以上120％未満） |
| C | 所期の**目標を下回っており、改善を要する**（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80％以上100％未満） |
| D | 所期の**目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める**（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80％未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合） |